設置許可申請書及び保安規定における，「貯蔵」と「保管」の使い分けについて

廃棄物の「保管」に関する用語，定義及び実用発電用原子炉及びその付属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の該当箇所の関連性について以下の表に整理した。

廃棄物をタンクに貯めている状態を，設置許可申請書及び保安規定において「貯蔵」と記載している。貯蔵には，廃棄物を貯蔵し減衰させた後処理する場合（二十七条設備）と，運転・廃止の全期間において，貯蔵する場合（二十八条設備）がある。

また，廃棄物を処理し，ドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫にある状態を，設置許可申請書では「貯蔵保管」，保安規定では「保管」（ともに二十八条設備）と記載している。

	タンクに貯めている状態 （27 条設備②或は 28 条設備①の状態）	ドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫にある状態 （28 条設備の状態）
設置許可	貯蔵 【添八での記載例】 非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドスラリタンクに貯蔵①するか，又は貯蔵②し放射能を減衰させた後，・・・	貯蔵保管 【添八での記載例】 クラッドスラリタンクに貯蔵するか，又は貯蔵し放射能を減衰させた後，固化装置（セメント固化式）で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。
保安規定	貯蔵 【87 条での記載例】 使用済樹脂，フィルタスラッジ及びクラッドスラリは，発電長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵①又は貯蔵②後，固化装置でドラム缶に固化し・・・	保管 【87 条での記載例】 使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵又は貯蔵後，固化装置でドラム缶に固化し，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。